

男女共同参画社会づくり 推進活動支援補助金

市では、団体や個人が行う男女共同参画社会づくり※1のための研修活動や啓発活動に対して、補助金を交付し活動を支援しています。
ぜひ研修や啓発活動を行う際にご活用ください。



補助事業の内容

◎ 対象事業は男女共同参画社会づくり
につながる事業に限ります。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率
① 研修への参加	男女共同参画社会づくりを推進する研修活動及び啓発活動を行う市民団体※2と個人の方	・ 研修参加費 ・ 交通費 ※2,000円以上の場合のみ	5,000円まで ※1/2上限
② 研修・啓発活動の開催	男女共同参画社会づくりを推進する研修活動及び啓発活動を行う市民団体※2や非営利団体	・ 講師謝礼 ・ 会場借上料 ・ その他必要な経費 ※団体運営に係る費用や構成員の報酬、旅費等は除きます。	男女共同参画推進を目的とする団体 100,000円まで ※1/2上限
			その他の非営利団体 50,000円まで ※1/2上限

※1 「男女共同参画社会づくり」
…男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で平等に活動する機会を、共に責任を担う社会を目指すこと

※2 「男女共同参画社会づくりを推進する研修活動及び啓発活動を行う市民団体」
…団体の設立や活動目的が「男女共同参画社会づくり」である団体（団体の規約等に定めがあること）

お申し込み・お問合せ

会津若松市 市民協働課 協働参画グループ(担当:小山、梅宮)

〒965-8601 会津若松市東栄町3-46 TEL:0242-39-1221 FAX:0242-39-1420



※補助要綱の
ページが
表示されます

申請の流れ

①事前 相談

- 申請を希望する場合には、事前に市民協働課へご相談ください。
- 実施内容によっては、補助事業の趣旨をふまえアドバイス等を行います。企画の相談にも応じますのでお気軽にご相談ください。



②交付 申請

- 事業内容をふまえ、「交付申請書」「事業計画書」「定款や規約等」「構成員の名簿」「債権者登録申請書」等の関係書類を提出します。
※事業開始の1か月間までに申請してください



③交付 決定

- 申請内容や必要書類等を確認し、交付決定を行います。
※送付する「交付決通知書」は5年間、大切に保管してください。



④事業 実施

- 「事業計画書」のとおり事業を実施します。
※申請内容を変更・中止する場合は別途変更・中止の申請をしてください。
※概算払いを希望する場合は、事前にご相談ください。



⑤交付 請求

- 事業終了後、すみやかに「実績報告書」「成果報告書」「収支決算書」「対象経費の領収書等(写し)」「証拠書類(写真等)」交付請求書を提出します。
- 報告内容や関係書類等を確認後、補助金をお支払いします。

対象事業のイメージ

※団体内部の研修会やイベント等は対象外です。

● 市民向け研修会の開催



● 女性のスキルアップ講座



● 男性の家事・介護講座



■注意点

- ・ チラシや次第等に、「男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金活用事業」と明記するとともに、講座等の冒頭で男女共同参画に関する事業であることや関連する課題等について説明してください。
- ・ 他の補助事業との併用はできません。
- ・ 予算がなくなり次第受付を終了いたします。交付状況については、市ホームページでご確認ください。